

第6章 保存管理の方向性と方法

第1節 保存管理の基本方針

前章の理念を踏まえて、以下2点を保存管理の基本方針とする。

1 自然の特徴を活かした保存管理を図る

自然は“松島の風景”の基盤であることから、地形や植生などの変容・消失を抑制する。

2 松島らしい暮らしと歴史がつくる風景を育む

松島らしい暮らしと歴史を活かした景観をつくる。

第2節 保存管理の方法

1 保護地区の統合と変更

松島では、自然の特性、土地利用及び景観への影響を考慮して、指定範囲内に特別・第1～3種及び海面という5つの保護地区を設定している。その上で、前計画では人の手の加わり方から第1種保護地区を3地区に、第2種保護地区を2地区に細分し、合計8つの保護地区により保存管理を行ってきた。この細分化による管理は地域の実情に応じたきめ細かな対応を可能としたが、一方で各地区の特徴と意味が分かりづらくなり、煩雑さも招いた。このため、本計画では前計画の保護地区を踏まえて、“松島の風景”を構成する自然、自然とともにある暮らしと歴史、観賞の場のある範囲を捉えなおした。その上で、保護を分かりやすくするため、保護地区を5つに統合した(第6-1表)。統合にあたっては、東日本大震災後の土地利用の実情を踏まえて、一部地域の保護地区も変更した。

5つの保護地区では、自然と、観賞の場のうち四大観周辺、そして瑞巖寺など、“松島の風景”の基盤となる範囲を特別保護地区と第1種保護地区、自然とともにある暮らしと歴史が多くある範囲を第2種保護地区と第3種保護地区、両方の要素がある海を海面保護地区と設定している。

第6-1表 保護地区の新旧対比表

平成22年度設定の保護地区		今回の計画における保護地区
特別保護地区		特別保護地区
第1種保護地区	1 A地区	第1種保護地区
第2種保護地区	2 A地区	
第1種保護地区	1 B地区	第2種保護地区
	1 C地区	
第2種保護地区	2 B地区	
第3種保護地区		第3種保護地区
海面保護地区		海面保護地区

2 保護地区の定義

各保護地区の定義と概要は以下の通りで、その範囲は第6-3~10図に示す。

第6-2表 保護地区の定義

保護地区の種類	代表的な景観	定義
特別保護地区	 馬放島などの島嶼部	松島の自然が特に良好に残る区域と、観賞の場のうち四大観周辺、瑞巖寺周辺や雄島など、松島を代表する歴史的景観が良好に残り、“松島の風景”の基盤として核心的で最も重要な地区。
第1種保護地区	 松島町富山の周辺	特別保護地区に準ずる区域で、丘陵など里山の環境も含めて自然が良好に残り、近景・遠景として大切な役割を果たしている地区。
第2種保護地区	 東松島市宮戸月浜	「松島湾の畑作景観・島嶼部の稲作景観」や「松島湾沿岸漁業と漁村景観」として宅地、農地等の土地利用がされており、自然とともにある暮らしや歴史のある近景・遠景として大切な役割を果たしている地区。
第3種保護地区	 利府町葉山地区の住宅団地	第2種保護地区に準ずる区域で、宅地、商業地、農地等の土地利用がなされ、松島への導入部分として、来訪者の印象や観賞の場からの眺望に影響を与えている地区。
海面保護地区	 松島湾	海上からの近景はもとより、陸上にある観賞の場からの遠景としても重要な役割を果たしている海域。

第3節 現状変更の取扱い

1 日常的な生活の営みと現状変更等のちがい

現状変更とは文化財に物理的作為的行為を加え、風景の一部を変更することを指す。“松島の風景”は自然、自然とともにある暮らしと歴史、観賞の場によって構成され（第3章第2節）、このうち自然とともにある暮らしと歴史は、日常的生活生業によって育まれている。したがって、指定地内での日常的生活の営みは、工事などによって風景の一部を変更することがない限り、以下で示す現状変更等の制限に該当しない。

2 文化財保護法による現状変更等の制限

松島の指定地内では、土地形質の改変、建築物・工作物の新築・設置、木竹の伐採等、一定の要件下での現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という）を行う際、文化財保護法第125条の規定にしたがい文化庁長官の許可を得なければならない。ただし、維持の措置と非常災害の応急措置、保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微である場合は許可不要とされている（84ページ参照）。

なお、許可後に計画内容や期間に変更が生じた際は、事前に届出を提出し、承認を受ける必要がある。現状変更行為が終了した時点で、速やかに終了届を提出しなければならない。

3 現状変更等の取扱い

松島を適切に保存管理するため、現状変更等の取扱いについて共通事項と取扱方針を定める。

(1) 共通事項

以下 i～iv の4項目を、現状変更等の取扱いにおける共通事項とし、各保護地区の取扱い方針を第6-3表の通りとする。

- i 現状変更等は、景観に配慮され、松島の保存に著しく支障をきたすものでなければ認める。
- ii 関係法令・各種計画との調整を図る。
- iii 関係者の財産権、地域の安全を尊重し、調整を図る。
- iv 本計画に定めのない事項については、関係者との協議のうえ個別に判断する。

第6-3表 各保護地区における現状変更の取扱い方針

保護地区	現状変更の取扱い方針
特別保護地区	核心的な松島の自然や歴史的景観の保全を優先した取扱いとする。
第1種保護地区	人手が加えられながら維持されてきた里山的環境（自然）の保全を優先した取扱いとする。安全対策や生業・生活にも配慮する。
第2種保護地区	安全対策や生業・生活に配慮した取扱いとする。開発行為に対して、周囲と調和した色彩の採用、緑地保全や緑化など、良好な景観形成を促す。
第3種保護地区	安全対策や生業・生活に配慮した取扱いとする。開発行為に対して、松島の景観に影響を及ぼさないよう促す。
海面保護地区	住民生活・生業や航行の安全に配慮しつつ、海域縮小の抑制をする。

(2) 現状変更内容ごとの取扱い基準

各保護地区の取扱い方針に基づいて、一般的な現状変更内容（建築物の建築、工作物の設置、土地造成・埋立て等、木竹伐採）の取扱い基準を以下の通り定める。

i 建築物

建築物の新築等は²⁸、第6-4表で各保護地区の取扱い基準を定める。意匠等における「周囲の景観との調和」の考え方は、第6-5表「建築物における景観配慮の例」のほか、景観計画やまちづくりルール、ガイドライン等が策定されている地域では、それらも参照すること。

28 建築物の「新築・増築・改築・移転」の定義は以下の通りとし、個別に取扱い基準を示していない場合は、一括して「新築等」と示している。**新築**：建築物が無かった土地での建築／**増築**：既存建築物がある土地での棟続きの建築／**改築**：既存建築物の全部又は一部を除却したのち、同用途・規模での建築／**移転**：同一敷地内で建築物を移転する行為

第6-4表 建築物の現状変更取扱い基準

保護地区	取扱い基準		新築	増築	改築	建替
特別	新築・増築は、松島の保存活用上必要なもの以外、原則認めない。既存建築物の改築及び同一地区内の移転は、周囲の景観に影響を与えないものは認める。		×	×	△	△
	意匠	外観等は目立つ色彩は避け、特に周囲の景観と調和させること。				
	高さ	改築・移転前の建物高を超えないこと。かつ、四大観及び周辺の観賞の場から眺望した際に丘陵尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望確保に努めること。				
	建築面積	改築・移転前の建物規模を超えないこと。				
第1種	新築は、松島の保存活用上必要なものか、生業・生活上必要で、且つ当該地でしか用をなさないものを除き、原則認めない。既存建築物の改築・増築・同一地区内の移転は周囲の景観に影響を与えないものは認める。		△	△	△	△
	意匠	外観等は目立つ色彩は避け、特に周囲の景観と調和させること。				
	高さ	改築・移転前の建物高を超えないこと。かつ四大観及び周辺の観賞の場から眺望した際に丘陵尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望確保に努めること。				
	建築面積	改築・増築・移転前の建物規模を超えないように努めること。				
第2種	景観への影響が軽微なものは認める。		○	○	○	○
	意匠	外観等は周囲の景観と調和させ、景観の向上に努めること。				
	高さ	既存の高さもしくは10m（場所によっては13m又は15m；第6-11図）を原則超えないこと。かつ四大観及び周辺の観賞の場から眺望した際に丘陵尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望確保に努めること。				
	建築面積	四大観及び周辺にある観賞の場の眺望に影響を与えないこと。				
第3種	景観に大きく影響を与えるもの以外は認める。		○	○	○	○
	意匠	外観等は周囲の景観と調和させ、景観の向上に努めること。				
	高さ	周辺の観賞の場から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望確保に努めること。				
	建築面積	周辺にある観賞の場の眺望に影響を与えないこと。				

第6-5表 建築物における景観配慮の例（註1）

建築物の意匠は、以下を参考にして周囲の景観と調和するものを選択することが望ましい。

住宅	屋根等	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根（切妻、寄棟、入母屋）で、適当な軒の出を有する。 ・屋根勾配を4～5寸程度とする。 ・和瓦葺もしくは金属板等の一文字葺とする。 ・彩度・明度の低い黒、灰色、濃茶系色等の色彩とする。（註2） 	<p>切妻 寄棟 入母屋</p> <p>屋根型式</p>
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> ・和風建築の様式を継承した構造、形態、意匠とする。 ・外壁、建具等は木材等の自然素材か、それに近いものを用いる。 ・各層ごとに軒、庇を付ける。 ・広大な単一面とならないよう壁面を分節する。 ・彩度・明度の低い灰色、明度の低い白色、濃茶系色、暗い黄土色等の色彩とする。（自然素材を用いたものはこの限りではない）（註2） 	<p>屋根勾配</p> <p>景観に配慮されたまちなみ（東松島市）</p>
	敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に郷土種で植栽を施す。 ・敷地外周に生垣（郷土種）や木塀を設置する。 	
住宅以外	屋根等	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根（切妻、寄棟、入母屋）で、適当な軒の出を有する。 ・屋根勾配を4～5寸程度とする。 ・和瓦葺もしくは金属板等の一文字葺とする。 ・広大な単一面とならないように分節とする。 ・彩度・明度の低い黒、灰色、濃茶系色等の色彩とする。（註2） 	
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面を広大な単一面とならないように分節する。 ・各層ごとに軒、庇を付ける。 ・外壁・建具等は木材等の自然素材か、それに近いものを用いる。 ・屋外設備の位置は、主要な観賞の場から見えないよう配置を工夫する。 ・彩度・明度の低い灰色、明度の低い白色、濃茶系色、暗い黄土色等の色彩とする。（自然素材を用いたものはこの限りではない）（註2） 	
	敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な観賞の場から建物の規模が小さく見えるよう配置や向きを工夫する。 ・敷地内に郷土種で植栽を施す。 ・敷地外周に生垣（郷土種）や木塀を設置する。 	

註1：歴史的又は文化的事由によって社会通念上認められているもの、その他やむを得ず上記によらないものは個別に協議する。

註2：色彩は参考資料3「色彩についての考え方」で提示している。

第6-6表 植栽で用いる郷土種の例

植栽は、以下の表を参考にして、低湿地・砂地・浅土地・岩石地といった立地に応じて適切な植物種の組合わせを検討することが望ましい（註3）。

区分		草木・樹木名	
中高木	常緑	針葉樹	アカマツ、クロマツ、モミ、カヤ、イヌガヤ、スギ 等
	落葉	針葉樹	タブノキ、ヤブツバキ、シロダモ 等
落葉		広葉樹	ケヤキ、シデ類（イヌシデ・アカシデ）、カエデ類（イタヤカエデ・イロハモミジ・ハウチワカエデ）、サクラ類（ヤマザクラ・カスミザクラ）、クリ、コナラ、エノキ、オニグルミ、ハンノキ、シロヤナギ 等
低木	常緑	広葉樹	マサキ、ヒサカキ、アオキ、オオバイボタ、イヌツゲ、ヤブコウジ 等
	落葉	広葉樹	ウメモドキ、ガマズミ、ナツハゼ、ヤマツツジ、コマユミ、ズミ 等
草木・下草		—	ヒメヤブラン、オオバジャノヒゲ、ジャノヒゲ、コハマギク、ハマギク、ハマニンニク、コウボウムギ、ハマヒルガオ、ヨシ、シオクダ、ススキ、チガヤ、ツクシハギ 等

註3 暖地系植物の常緑広葉樹は、向陽の南・東向き斜面や上層が常緑針葉樹や落葉広葉樹でゆるやかに覆われた環境が適している。

ii 工作物

<1>工作物全般

工作物の新設等は、第6-7表で各保護地区の取扱い基準を定める。工作物の設置は位置、形態、意匠と観賞の場からの見え方について検討をおこない、景観に配慮されたものに限り認める。景観配慮の方法は、第6-9表「工作物における景観配慮の例」のほか、景観計画やまちづくりルール、ガイドライン等が策定されている地域では、それらも参照すること。また、太陽光発電施設については<2>で取扱いを示している。

第6-7表 工作物の現状変更取扱い基準

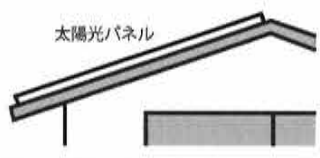
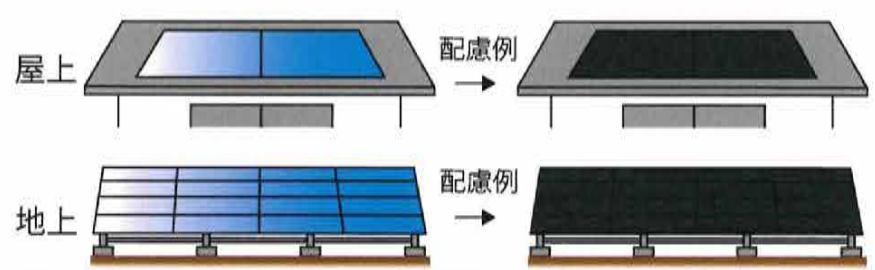
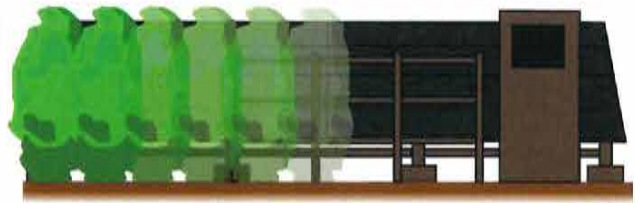
保護地区	取扱い基準
特別	新設は松島の保存活用上必要なもの、安全対策上必要なもの以外、原則認めない。改修・移設は、上記のほか、その位置が当該地以外では用をなさず、景観に与える影響が軽微なもののみ認める。
第1種	新設は松島の保存活用上必要なもの、安全対策や生活・生業上必要なもの、公園など公益に資するもの以外、原則認めない。改修・移設は、上記のほか、当該地以外では用をなさず、景観に与える影響が軽微なものは認める。
第2種	第一種特定工作物、墓園やスポーツ施設を除く第二種特定工作物（註4）及び風力発電施設の新設は原則認めない。太陽光発電施設は地上設置で事業敷地面積が50㎡以上のものは、四大観及び主要な観賞の場の眺望に影響を与える場所での設置は原則認めない。それ以外のものについては景観に与える影響を考慮して慎重に判断する。
第3種	景観に大きく影響を与えるものは認めない。また、太陽光発電施設は地上設置で事業敷地面積が50㎡以上のものは、四大観及び主要な観賞の場の眺望に影響を与える場所での設置は原則認めない。
海面	養殖棚等の生業に係る施設の新設・改修等及び人命・船舶の航行安全を確保するための必要最小限の工作物以外は原則認めない。

註4: 第一・二種特定工作物とは、都市計画法第4条第11項及び都市計画法施行令第1条に掲げるものを指す。

<2>太陽光発電施設

太陽光発電施設は景観に大きな影響を与えるため、第2種・第3種保護地区内で、四大観や主要な観賞の場からの眺望に影響が少ない場所以外では原則認めない。設置が認められる場所であっても、各地域の景観的特徴を踏まえた土地の選定を行い、第6－8表の取扱いを満たすこととする。

第6－8表 太陽光発電施設設置の取扱い

設置場所	屋上等	地上
事業規模	50㎡以上	50㎡以上
設置可能地区	第2種及び第3種	第2種及び第3種（※四大観及び主要な観賞の場の眺望に影響を与える場所以外）
敷地全体の景観配慮	<p>周囲の景観と調和を図ること。屋根勾配に合わせて設置すること。</p> 	<p>各設備の景観配慮を行ったうえで、敷地全体は周囲の景観との調和を図り、四大観及び周辺の観賞の場から目立たないようにすること。</p> <p>郷土種を用いた生け垣などによって、周囲から見た際に人工物の存在感を軽減させる工夫をすること。大規模な場合は植樹帯等で分節化すること。敷地の25%以上緑地（註5）を確保することが望ましい。</p>
各設備等の景観配慮	<p>パネル高・角度</p> <p>パネルを含めて各保護地区で示す建物高以内とすること。</p>	<p>原則として地上高1.5m以下とすること。</p> <p>傾斜角度を抑えること。</p>
	<p>パネル等色彩</p> 	<p>パネル・架台の色は光沢を抑えた黒色又は濃紺色、濃灰色など低明度・低彩度のものを使用すること。架台は仮設的なものを避け、周辺と調和したものとすること。</p>
付帯施設等		<p>電柱・フェンス等は必要最低限の高さ・数量とし、色彩は黒色系か濃茶系にすること。</p> <p>建築物（管理棟等）及び設備（器盤・照明灯等）は、規模を抑え、黒色系か濃茶系の色彩とすること。また、郷土種による植栽や自然物で遮蔽すること。</p> 
施設管理	<p>施設の管理を適切に行うこと。</p>	<p>稼働が停止し、再開の見込みが立たないときは、速やかに施設の撤去を行い、景観に配慮した跡地の整備を行うこと。</p>

註5：緑地面積率は、事業敷地面積からパネル設置区域（パネル占有＋パネル列間の空地）及び管理用通路・フェンス等の管理施設区域を除いた区域の面積を事業敷地面積で除したものの。

第6-9表 工作物における景観配慮の例（註6）

工作物は、以下を参考にして周囲の景観と調和するものを選択することが望ましい。

電柱、鉄塔等	電柱	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は濃茶系色等とする。
	地上機器	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は濃茶系色等とする。 ・植栽などで目隠しを施す。
	鉄塔	<ul style="list-style-type: none"> ・ポール型鉄塔等を採用とする。 ・色彩は濃茶系色等とするか、光沢を抑える。 ・基部周辺に郷土種で植栽を施す。
擁壁等	擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・高さを抑える。 ・線形を自然な曲線とする。 ・自然素材を使用するか表面処理を施す。 ・郷土種で表面を緑化する。 ・擁壁の前面に郷土種で植栽を施す。 <p>【表面処理した擁壁】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 利府町浜田地区避難施設 塩竈市桂島災害公営住宅 </p>
	法面保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ラウンディング等により周辺の地形と連続性を持たせる。 ・郷土種により表面を緑化処理する。 ・工事前に除去した表土壁面を覆う。 ・コンクリート材料を使用する場合、深緑色や濃茶系色等、周辺環境にあわせた着色を施す。 <p>【緑化処理した法面】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 七ヶ浜町代ヶ崎浜 松島町西行戻しの松公園 </p>
護岸、岸壁、突堤、消波堤等	護岸、岸壁	<ul style="list-style-type: none"> ・内陸側に設置する。 ・線形を自然な曲線とする。 ・構造材、化粧材に自然石等を使用し、下部に捨て石を施す。 ・周辺を郷土種によって植栽する。 <p>【化粧材や自然石による表面処理】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 塩竈市浦戸寒風沢島 東松島市宮戸字里浜 </p>

註6：他の法令の規定により、特定の色の使用が義務付けられているものや、歴史的又は文化的事由によって社会通念上認められているもの、その他やむを得ず上記によらないものは個別に協議する。

護岸、岸壁、突堤、消波堤等	堤防、突堤	<ul style="list-style-type: none"> ・緩傾斜護岸や潜堤、人工リーフなど形態を工夫する。 ・線形を自然な曲線とする。 ・工事前に除去した表土壁面を覆う。 ・自然素材を使用するか、表面処理を施す。 <p>【自然石による表面処理】</p>
	消波ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ・自然石もしくは自然石を利用した製品を使用する。 ・コンクリート2次製品を使用する場合、単調な形態とならないよう製品選択や工法を工夫する。
標識・サイン、屋外看板、碑、像等	標識・サイン、屋外看板等	<ul style="list-style-type: none"> ・自然素材や暖簾など伝統的なものを使用する。 ・形態、意匠、素材及び色彩等に指定地内で統一性をもたせる。 ・アクセントカラーとして彩度や明度の高い色を使用する場合、サイン全体に占める割合を小さく抑える。 <p>【無彩色化やアクセントカラーを抑えた屋外看板】</p>
	碑、像、アート作品	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地の歴史文化を尊重し、過度に目立つ色彩・大きさを避ける。 ・観賞の場からの眺望を考慮して設置場所を選定する。 ・周囲を郷土種の植栽等で目隠しする。
道路付帯施設	標識、照明、ガードレール、転落防止柵等	<ul style="list-style-type: none"> ・濃茶系色等に色彩を統一する。 ・照明、標識等を既設の施設に共架する。 ・街路樹を植栽（郷土種）する。 <p>【濃茶系色で周辺と調和した信号機・標識】</p>



七ヶ浜町花洲浜



塩竈市浦戸野々島



松島町松島



松島町高城



国道45号線



国道45号線

<p>道路付帯施設</p>	<p>歩道、遊歩道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装は自然素材（石敷き、ウッドチップ等）を活用する。 ・手すり等の付帯施設は自然素材を活用する。金属製の場合は光沢のないもので、濃茶系色等自然と調和させる。 <p>【擬木柵の手すり・自然素材による舗装】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 東松島市宮戸里浜の避難道 葛蒲田海水浴場 </p>
<p>外構施設、その他</p>	<p>フェンス、門柱等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然素材を用いるか、明度・彩度の低い色彩とする。 ・郷土種による植栽の生け垣にする。 <p>【自然素材による校門・自然素材を模したフェンス】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 東松島市立宮野森小学校 県立都市公園松島 </p>
	<p>駐車場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲を郷土種の植栽等で目隠しする。 ・舗装や設備機器は自然素材や落ち着いた色彩を採用する。 <p>【クロマツ植栽で目隠し・濃茶系の落ち着いた色彩にした看板】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 県立都市公園松島第5駐車場 松島海岸の時間貸駐車場 </p>
	<p>自動販売機・設備機器等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色彩にするなどし、指定地内で統一性を持たせる。 ・木製格子などで修景措置をする。 <p>【落ち着いた色彩の自販機採用・格子壁等による室外機の目隠し】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> あおみな あおみな </p>

iii 土地造成（採掘・埋立て・浚渫・建物等除却を含む）

地形の改変を伴う造成に係る現状変更は、変更後の状態が周囲の景観と調和するように、場所に応じた景観配慮に努めること。各保護地区における取扱い基準は以下の通りである。

第6-10表 土地造成・埋立て・浚渫の現状変更取扱い基準

保護地区	取扱い基準
特別	地形の改変を伴う造成は原則認めない。但し、松島の保存活用上必要なものか、既存建築物・工作物等除却や、安全対策上やむを得ない場合に限り必要最小限の範囲で認める。
第1種	地形の改変を伴う造成は原則認めない。但し、松島の保存活用上必要なものか、既存建築物・工作物等除却や、安全対策上やむを得ない場合に限り認める。
第2種	自然地形の改変や、景観に影響を与えるもの以外は認める。
第3種	景観に大きく影響を与えるもの以外は認める。
海面	海面の埋立て及び岩盤の掘削を伴う浚渫は原則認めない。但し、人命・船舶の航行の安全を確保する上で、やむを得ない場合に限り必要最小限の範囲で認める。

iv 木竹の伐採

自然木の伐採は以下に該当するもの以外、原則認めない。人工林の伐採は、郷土種の植栽で景観への影響を軽減するか、天然生林として中長期的な景観向上を図ること。

自然木の伐採で認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・松島の保存活用上必要なもの（一部許可申請不要【P 8 4 参照】） ・安全対策上必要なもの ・生活正業に支障をきたしているもの
----------------	--

(3) 公共事業等の取扱い

i 基本計画の必要性

公共事業等は、大規模で広範囲のものが多く、整備される施設・設備が多岐にわたる場合が多い。そのような事業が松島の指定地内で適正かつ円滑に実施されるためには、都市計画などまちづくりのプラン策定段階で景観に配慮し、事業の基本計画策定段階では、景観に及ぼす影響を軽微にすることが必要である。

ii 基本計画作成のプロセス

基本計画の作成にあたっては、市町・県教育委員会及び文化庁と調整を図るものとする。さらに、基本計画作成の際は以下の「iii 計画作成における留意事項」に基づき、立案段階で教育委員会と事業の担当部局で協議を行うことが望ましい。

基本計画には、事業の必要性、位置、規模、形態等の基本的事項のほか、将来も含めた景観への影響について検討結果を示すものとする。なお、計画を変更する必要がある場合には、再度同様の手順で作成するものとする。

iii 計画作成における留意事項

計画作成にあたっては、松島らしい景観形成に寄与することが望ましい。その際、事業ごとに示した以下の留意事項を考慮し、個別の現状変更は、本節「2 現状変更行為等の取扱い方針」に従うことが必要である。

<1>道路

観賞の場からの眺望に配慮し、地形や植生の改変は極力避けること。また、道路整備により沿道の開発等が誘発されることも踏まえ、将来景観へ与える影響についても検討すること。

<2>鉄塔・電柱、携帯電話基地局・各種アンテナ

設置場所、ルートは観賞の場からの眺望に配慮し、高さや設置数を最小限とすること。なお、電柱等は、色彩の配慮とともに地中化や既存施設の統廃合など、景観に配慮した形態・意匠とすること。

<3>港湾・漁港・水産施設

港湾・漁港および水産施設は、多様な施設の集合体としてひとつの景観を形成するため、諸施設の配置や、個々の施設の形態、意匠で景観に配慮すること。



磯崎漁港の自然石護岸



浜田漁港堤防の表面処理



花洲浜の水産施設

第6-1図 港湾・漁港・水産施設の事例

<4>河川・海岸保全

砂浜や海食崖など自然の海岸線の改変は避けること。また、沿岸施設は長大で直線的な施設を避け、可能な限り海岸線に合わせた曲線的な整備に努めること。護岸、消波堤などは、自然素材等で表面処理し、植栽等で背後の景観と調和を図ること。

<5>法面保護・擁壁

地形に合わせた勾配を原則とし、切土は最小限にすること。法面自体は長大な単一勾配とならないよう工夫して、観賞の場からの眺望に配慮するとともに、法面処理は緑化を原則とし、周囲の景観と調和を図ること。

<6>公園緑地

遊具等や駐車場の見え方について、観賞の場からの眺望に配慮するとともに、周囲の景観との調和に努めること。また、地域の自然環境保全の観点から周囲の植生との調和を図ること。

<7>公共建築物

地域を代表するものとして、形態、意匠等で景観保護の先導的な役割を果たすよう努めること。

建築物の計画は、外構部と一体的に行い、観賞の場からの眺望に配慮するとともに、周囲の景観と調和を図ること。



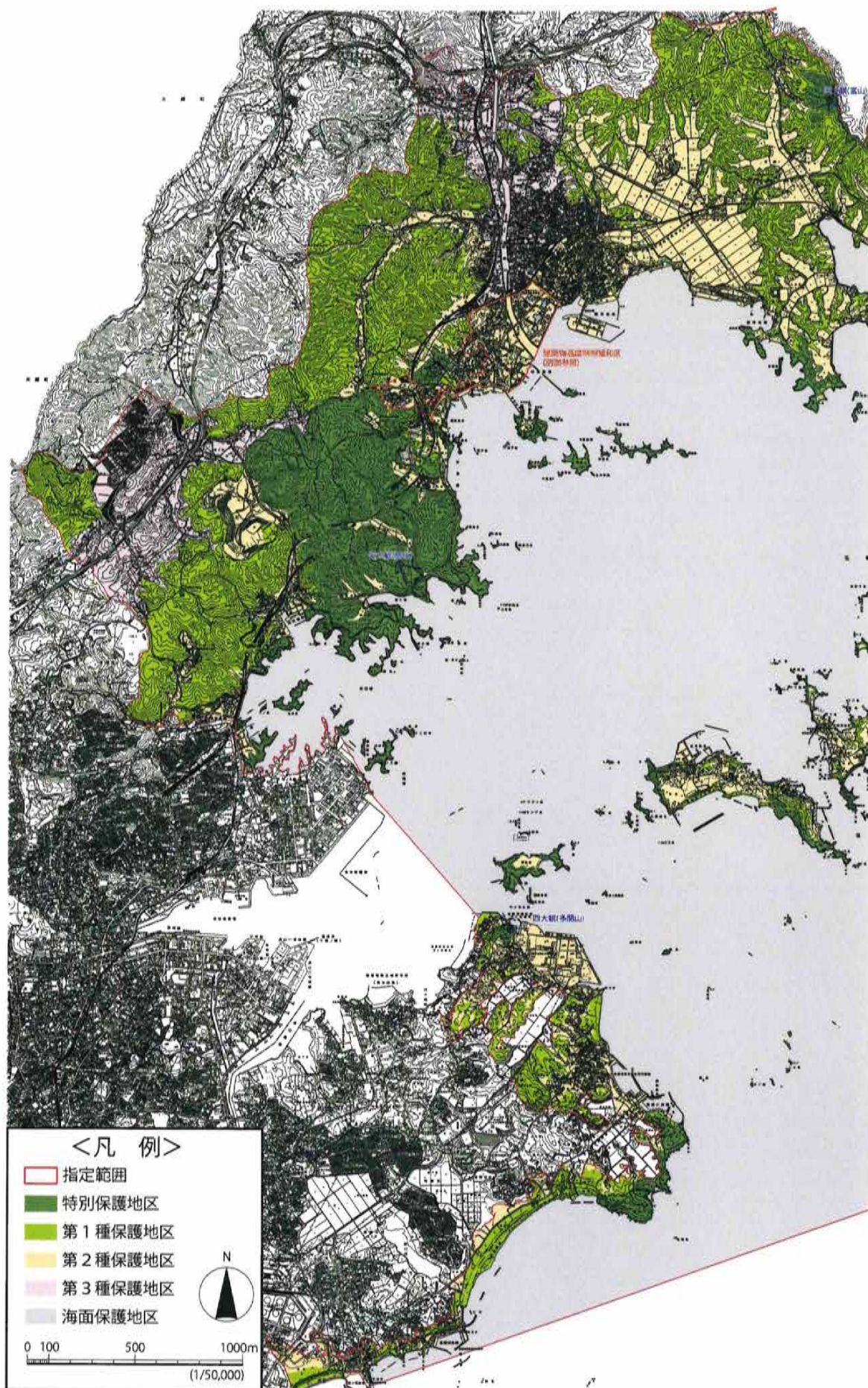
第6-2図 周囲の景観と調和した公共建築物の事例

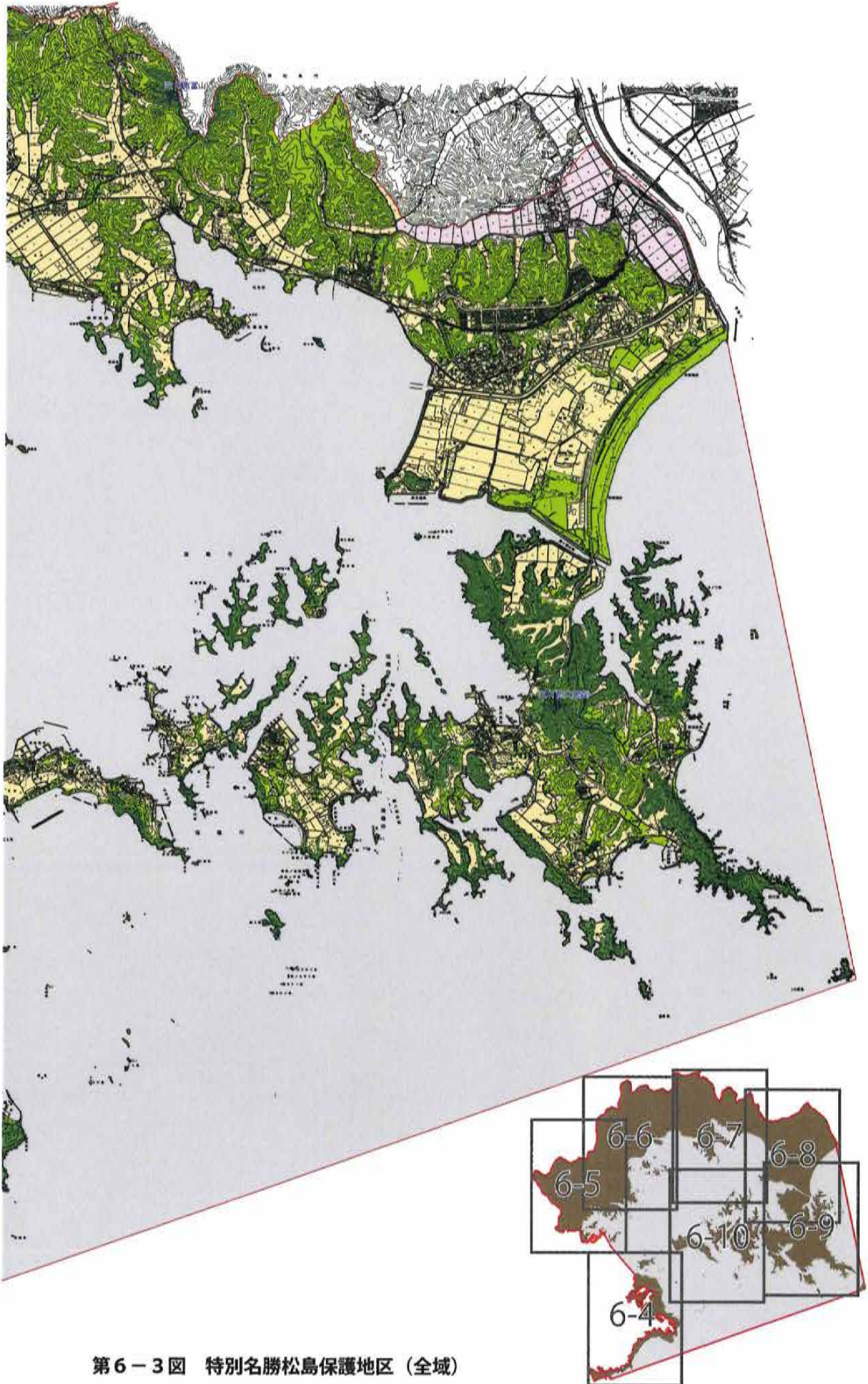
<8>区画整理

区画整理を行う際は、土地造成が認められている保護地区であっても、原地形や旧道の線形を活かし、緑化を施すことで観賞の場からの眺望に配慮するとともに、周囲の景観との調和を図ること。

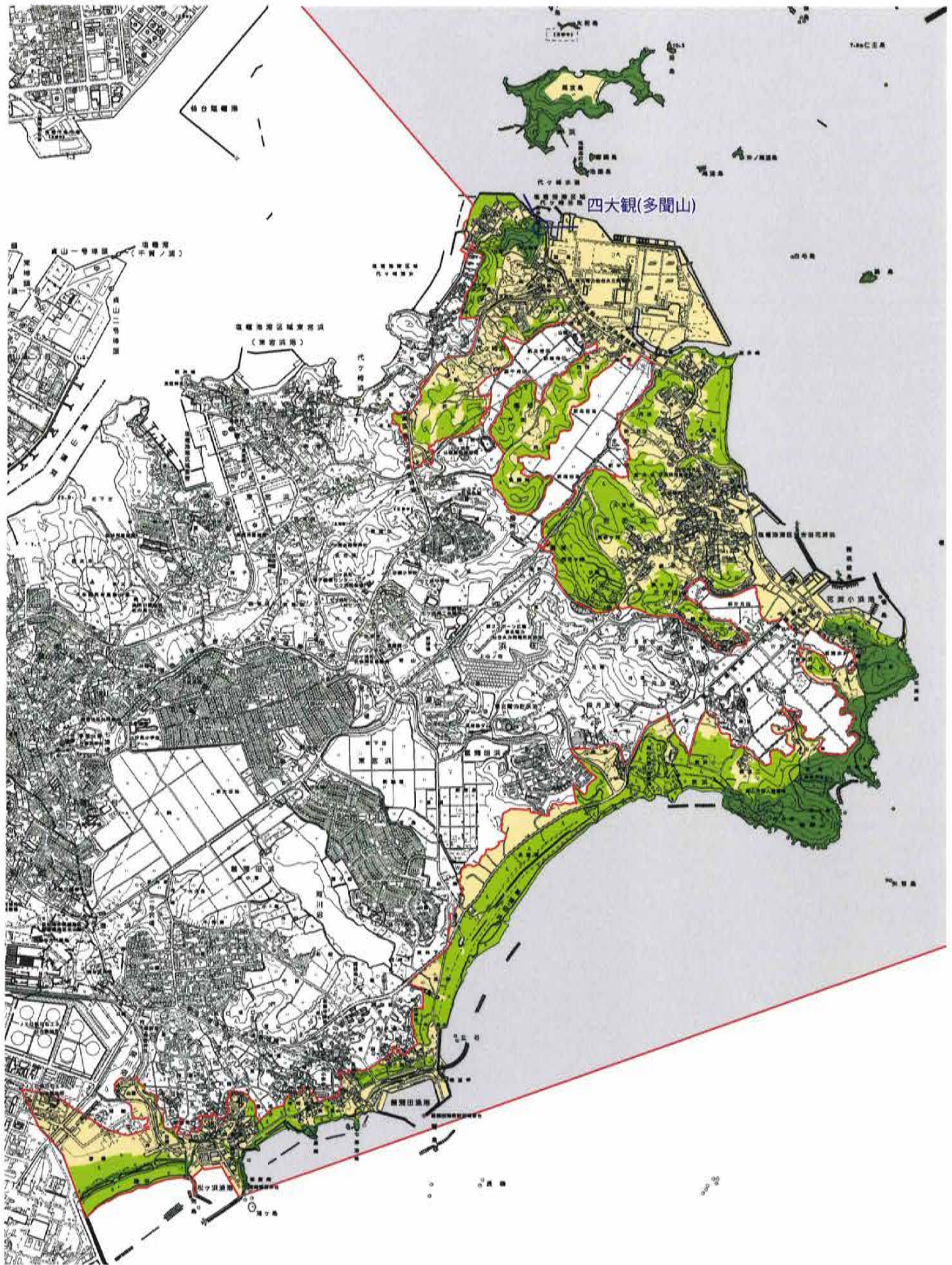
<9>農地・森林整備

農地整備では、地形や植生の改変は原則として避け、森林整備は、対象となる森林の形成過程を踏まえ、植生の急激な改変を避けるなど、周囲の景観との調和を図ること。

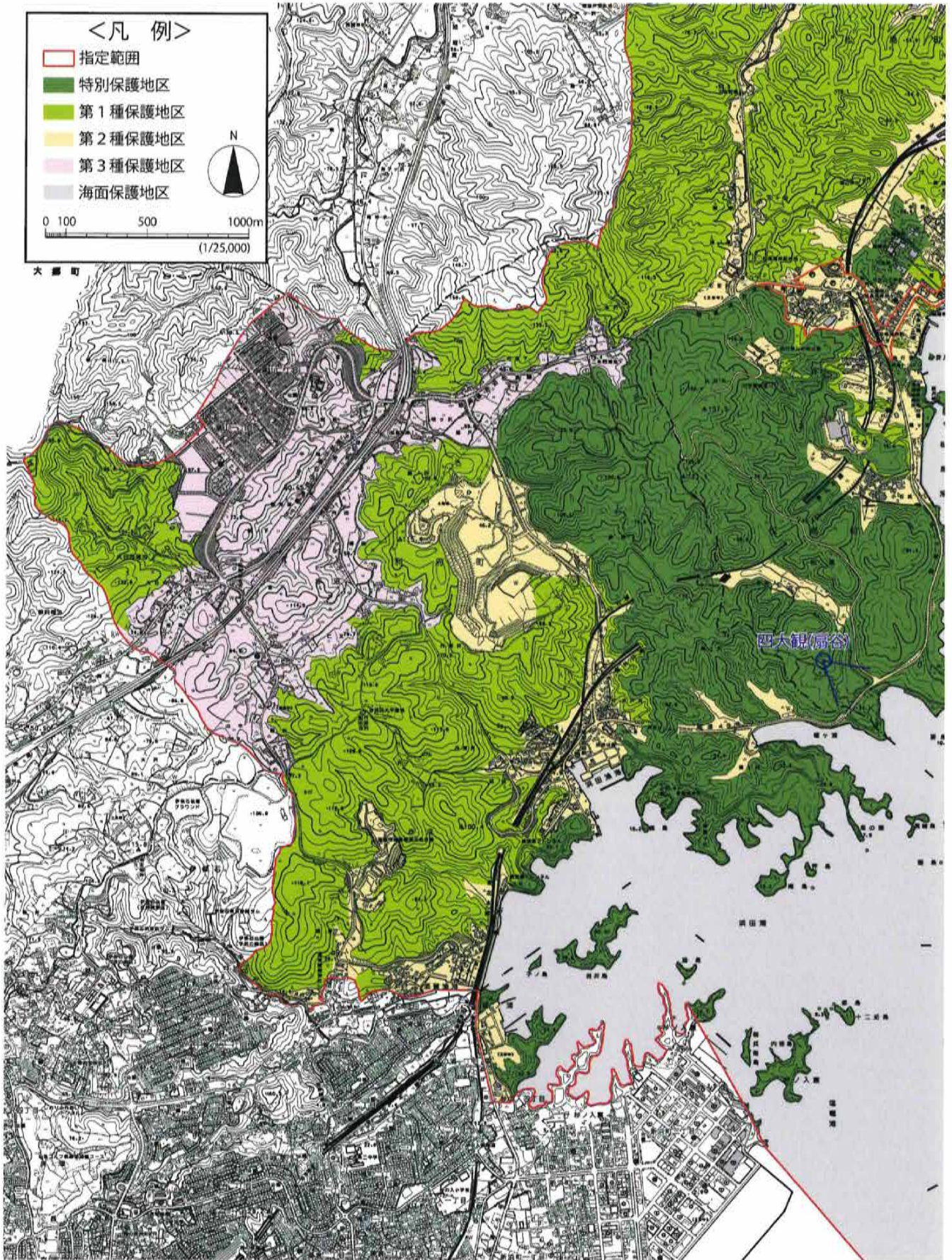




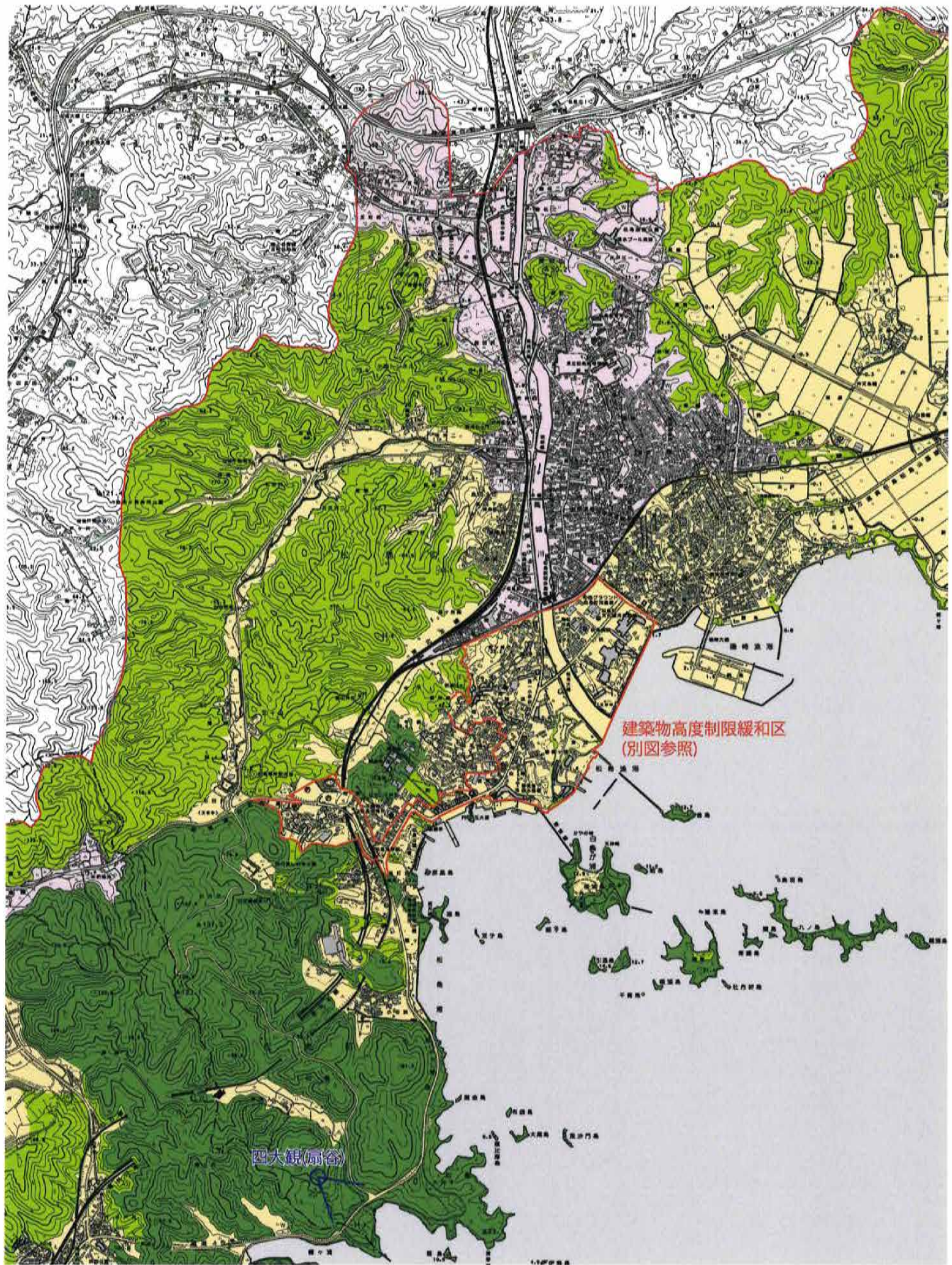
第6-3図 特別名勝松島保護地区（全域）



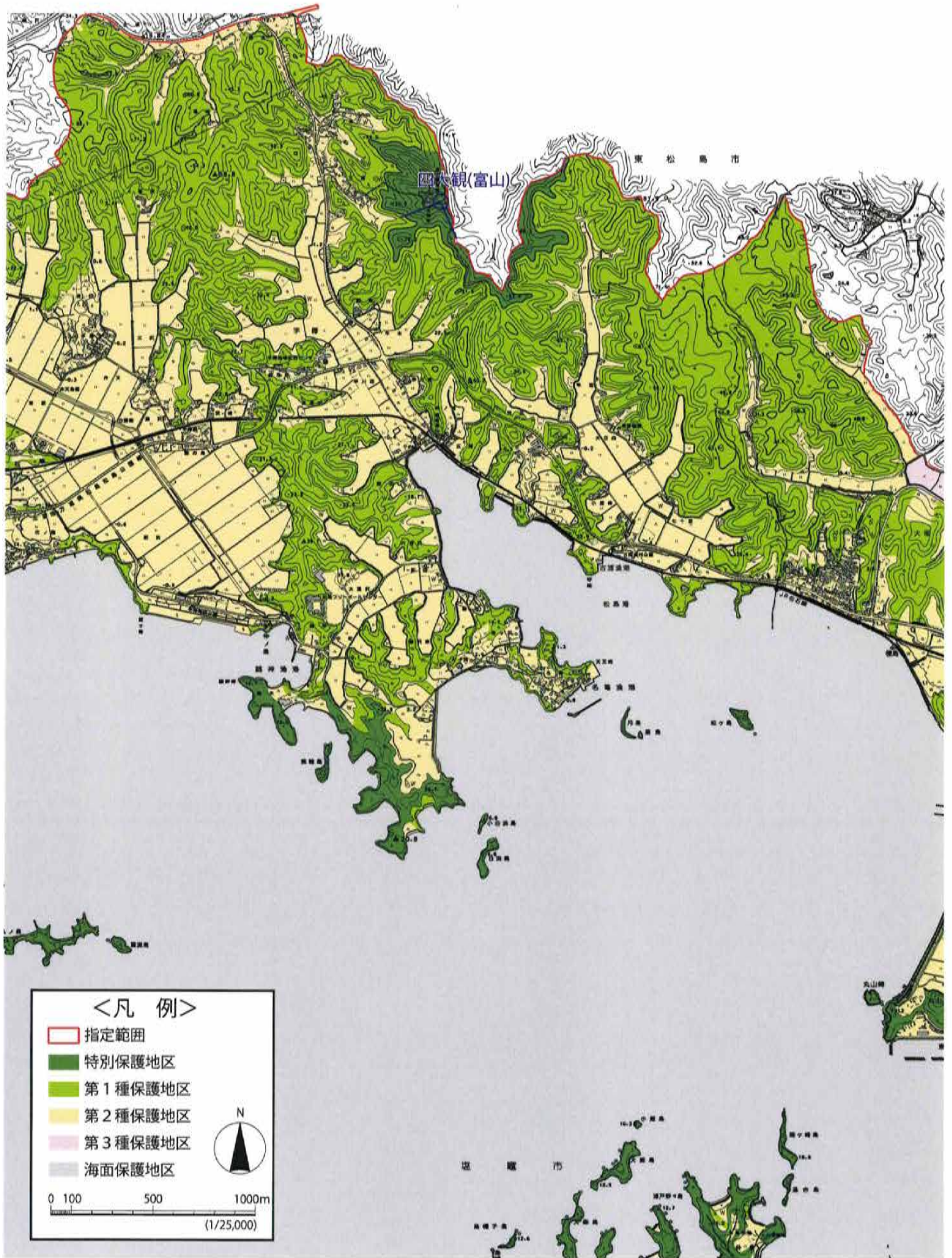
第6-4図 特別名勝松島保護地区(七ヶ浜町)



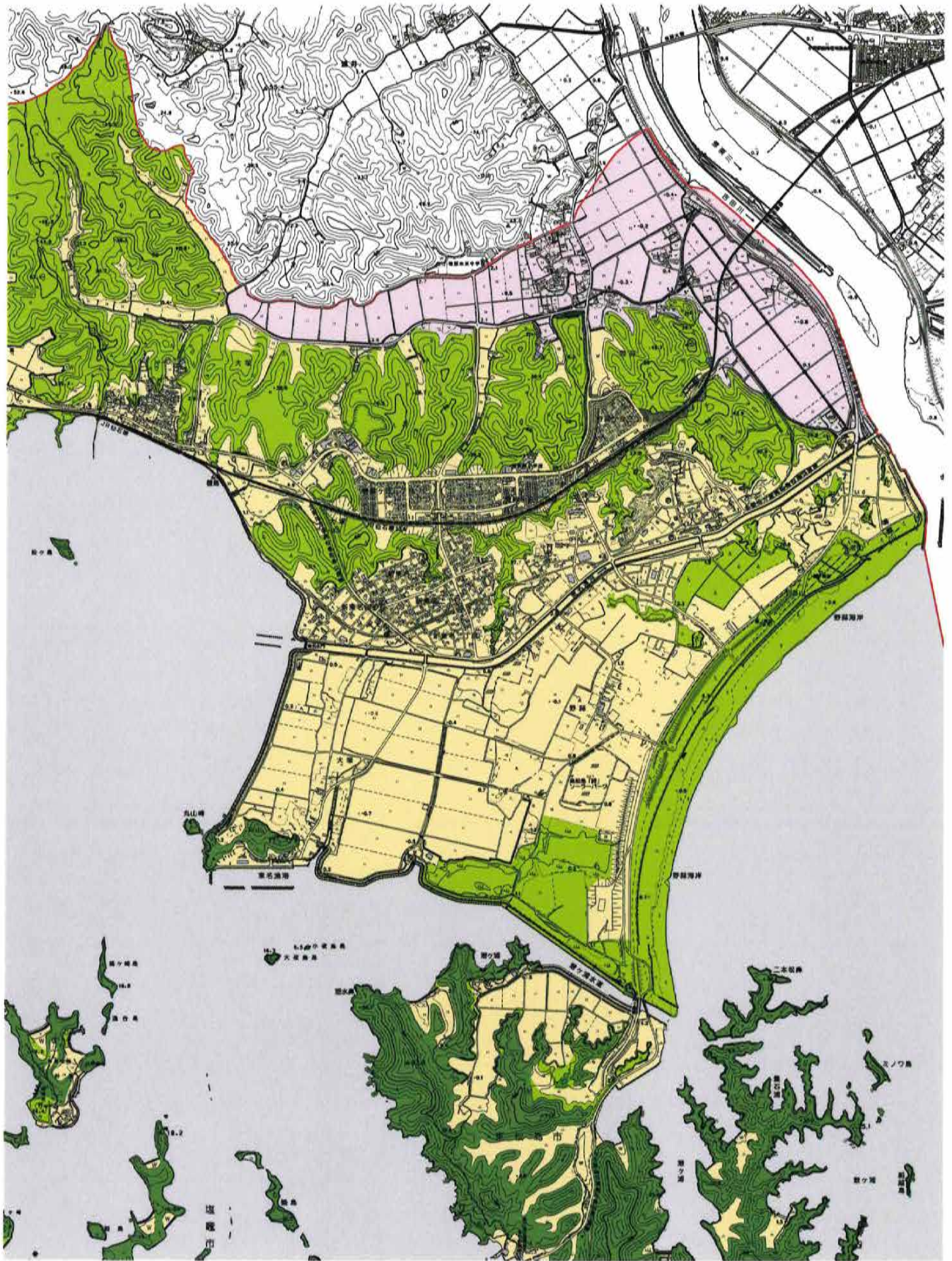
第6-5図 特別名勝松島保護地区(利府町)



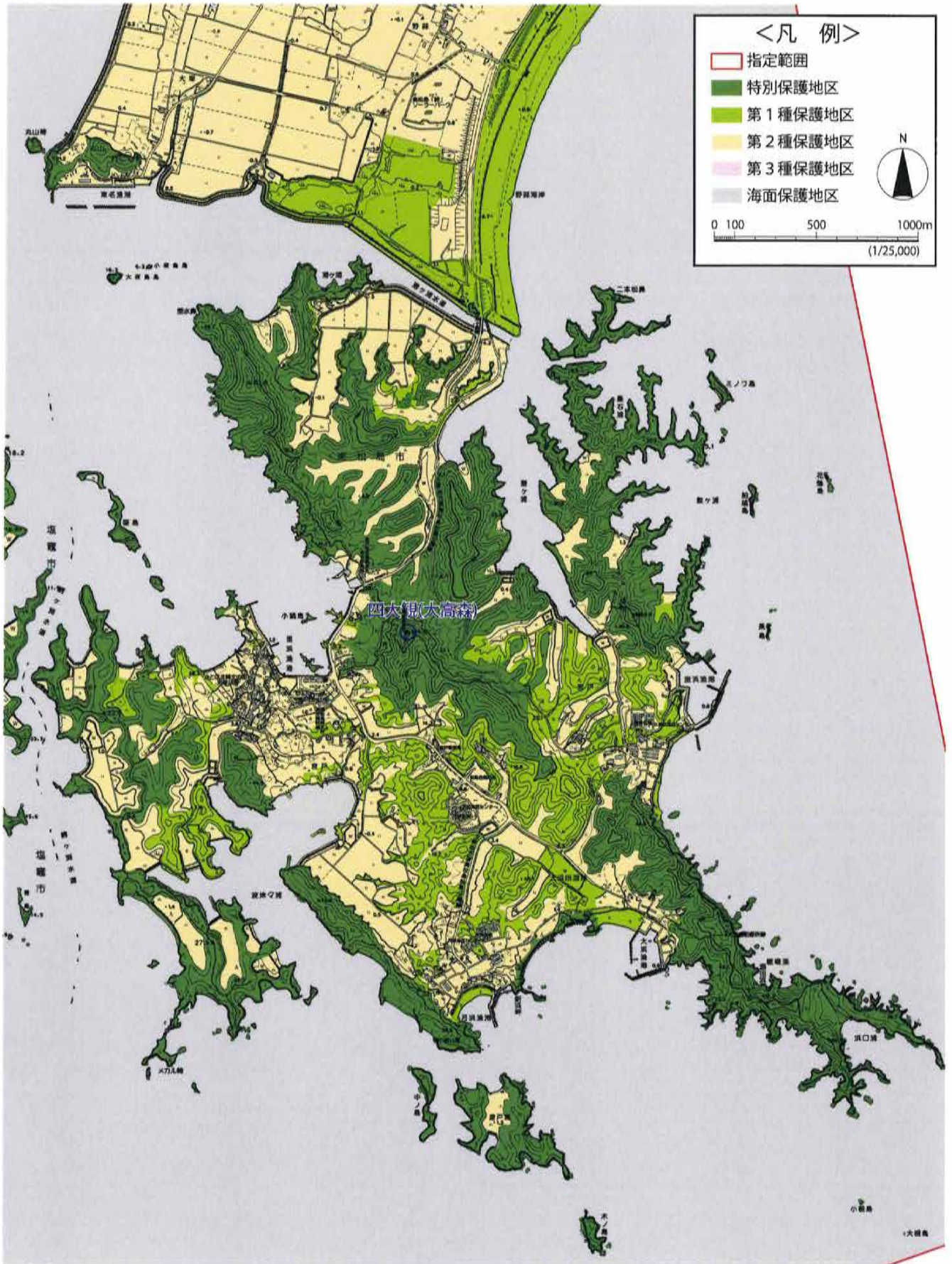
第6-6図 特別名勝松島保護地区(松島町)



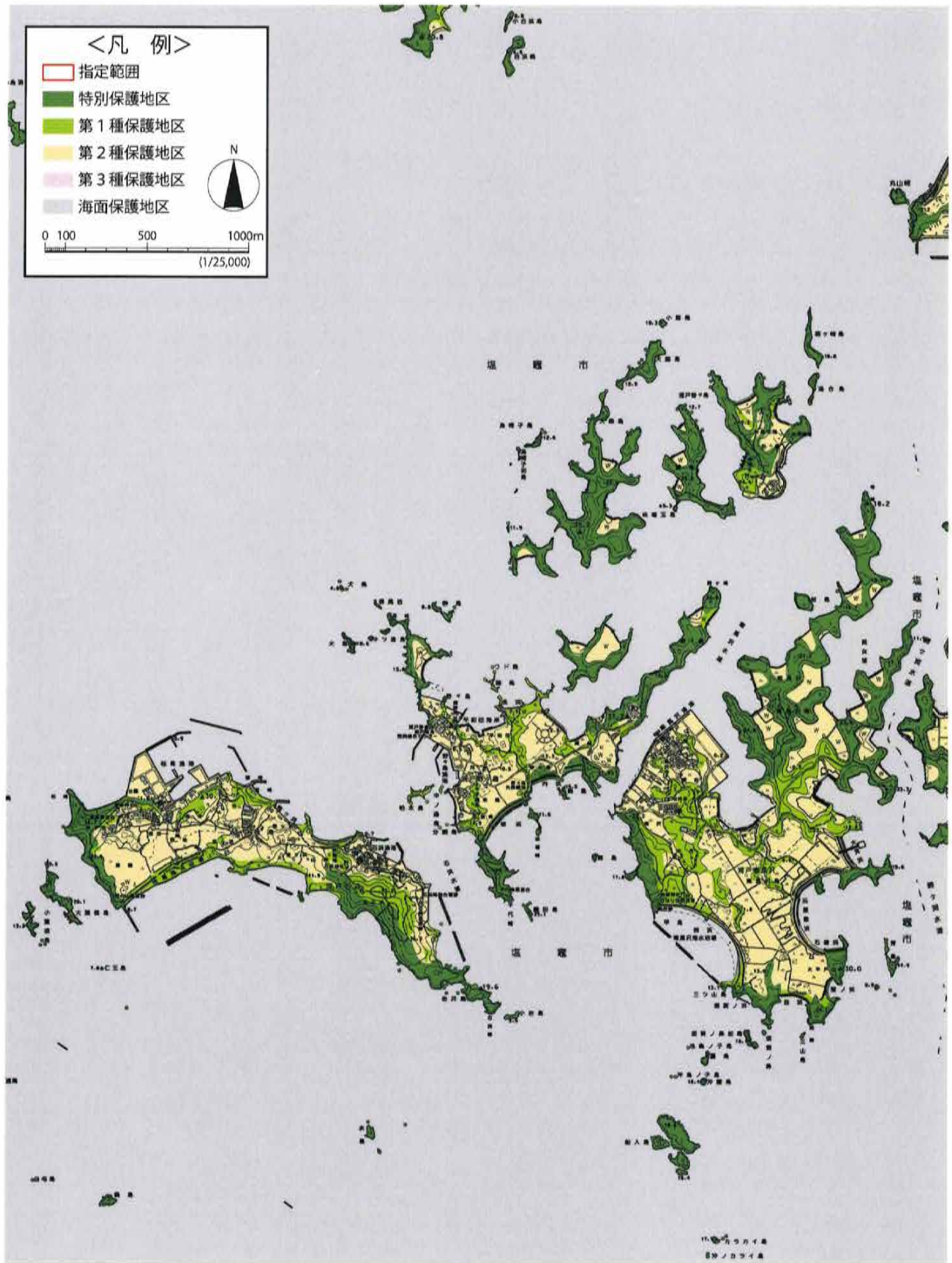
第6-7図 特別名勝松島保護地区（松島町・東松島市）



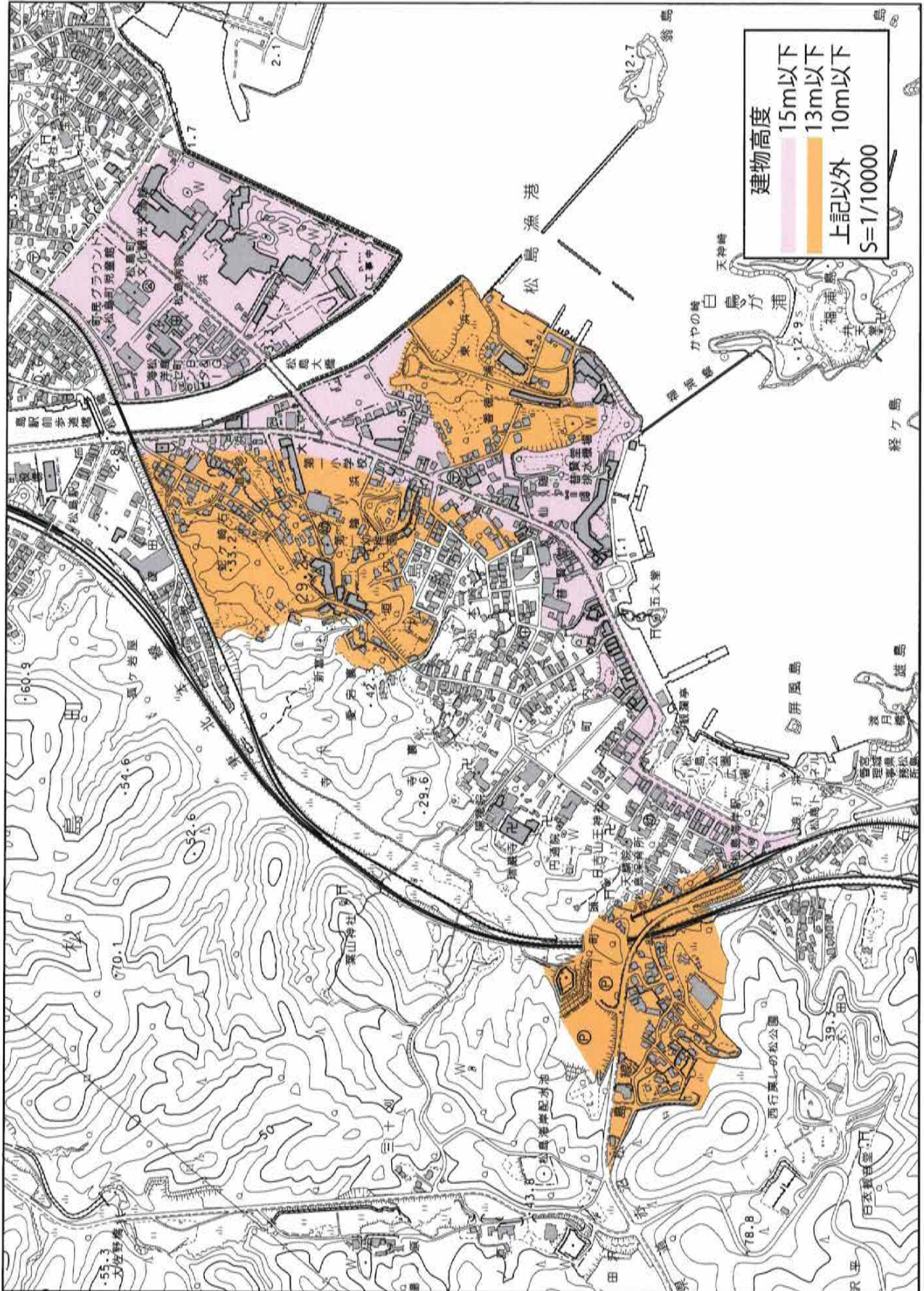
第6-8図 特別名勝松島保護地区（東松島市）



第6-9図 特別名勝松島保護地区(東松島市)



第6-10図 特別名勝松島保護地区（塩竈市）



第6-11図 松島海岸建築物高さ制限緩和区

4 現状変更等の許可を要しない場合

文化財保護法第125条のただし書きでは「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は許可を要しないとされている。

また、本章第3節の1で示した日常的な生活の営みの範疇に含まれるものも含まれる。

以下で具体例の一部を示すが、事業が該当するかについては、事業計画地を所管する市・町の担当窓口で照会すること。

(1) 現状変更

i 維持の措置の具体例

維持の措置とは、松島がき損又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく原状に復すること、被害の拡大を防止すること、また当該部分の復旧が明かに不可能な場合に除去することをいう。具体的には、以下の項目が挙げられる。

具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松枯れ病被害木の伐倒駆除・対策 ・ 松枯れ病被害木除去跡地へのマツの補植 ・ 枯損又は病虫害を受けた木竹の伐採
-----	---

ii 非常災害の応急措置

管理者や土地所有者、公益施設管理者等による、災害時の緊急性の高いき損等の未然防止や拡大防止のための応急的措置のことをいう。具体的には、東日本大震災を踏まえて以下の項目が挙げられる。

具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 崩落土砂、落石等の撤去及び除去 ・ 崩落した法面等の応急的防止対策 ・ き損又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地 ・ 津波等による堆積土砂、漂流物、塵芥等の撤去、除去及び整地 ・ 緊急車両のための仮設道設置 ・ 被害箇所のシート・土嚢設置 ・ 撤去物の仮置き ※主要な鑑賞の場から見えない場所に限る ・ ライフラインの原状復旧 ※第2・3種及び海面保護地区に限る ・ プレハブ仮設住宅・トイレ等の設置 ※主要な観賞の場から見えない場所に限る
-----	--

(2) 日常的な生活の営みの範疇に含まれるもの

地域住民や土地所有者等による日常的な生活の営みや、土地等を一定の状況に維持する上で必要な行為が該当する。具体例は以下の項目が挙げられる。

具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林や竹林を維持するための間伐・下草刈・枝払い等 ※事業範囲内全てを伐採せず、作業道新設を伴わない場合に限る ・ 水田、畑等の経営・耕作に係わるごく簡易な工作物の設置及び客土 ・ カキ、ノリ養殖や沿岸漁業等に係わる簡易な工作物の設置・改修 ・ 建築物等の軽微な修繕・補修 ※同系色かつ同じ明るさで規模が拡大しないものに限る ・ 建築物・工作物の撤去 ※土地の形質変更を伴わないものに限る ・ 面積が5㎡以下で高さ3m以下のごく簡易な建築物・工作物の建築・設置 ・ 第3種保護地区内で、建築面積が120㎡以下で高さ10m以下の専用住宅及び付帯する外構等 ※周辺の景観と調和するものに限る
-----	--